

各組織の概要

①

組 織 名 称	宮崎大学教育委員会
目 的	宮崎大学教育委員会（以下「大学教育委員会」という。）は、全学的な教職課程のあり方に関する事項や教員免許状課程認定の申請に関する共通的事項等を含め、宮崎大学の学士及び大学院等教育に関する重要事項を審議し、その円滑な運営を図る。 審議事項： (1) 学士課程及び大学院課程教育等の目的、目標及び計画の具体化に関する事項 (2) 教育課程の編成に関する基本的事項 (3) 教養教育の運営に関する事項 (4) 専門教育及び大学院教育の運営に関する共通的事項 (5) 学修環境の整備・充実にに関する事項 (6) 学士課程及び大学院課程教育等の点検・評価に関する事項 (7) 本学の教育活動等に係る学生生活への指導・助言に関する事項 (8) 就職等進路に関する事項 (9) 学生相談に関する事項 (10) 体育・課外活動施設、大学会館及び学生寄宿舍等の管理運営に関する事項 (11) 入学料・授業料免除及び奨学金に関する事項 (12) 学生生活実態調査に関する事項 (13) 公開講座及び履修証明プログラム等リカレント教育に関する事項 (14) その他学士課程及び大学院課程教育等並びに学生生活に関する重要事項
責 任 者	副学長（教育・学生担当） 藤井 良宜
構成員(役職・人数)	(1) 副学長(教育・学生担当) (2) 学び・学生支援機構副機構長 (3) 学び・学生支援機構部門長 (4) 各学部教務担当副学部長 (5) 教育学研究科専門職学位課程統括長 (6) 看護学研究科運営委員会委員 1人 (7) 医学獣医学総合研究科運営委員会委員 1人 (8) 農工工学総合研究科運営委員会委員 1人 (9) 国際連携センター又は多言語多文化教育研究センターの専任教員 1人 (10) 安全衛生保健センター専任教員 1人 (11) 学び・学生支援機構事務部長 (12) その他委員会が必要と認めた者
運 営 方 法	全学の教職課程の運営については、大学教育委員会が、またその実務については事務局学生支援部が責任をもち、必要な運営上の諸問題の解決、調整を行う。 なお、教科専門の授業については学部が、教職関連科目については教育学部が責任をもって実施する。

教職課程のカリキュラム等については、各学部教務委員会及び宮崎大学教職課程特別委員会（以下「教職課程特別委員会」という。）の上位にある大学教育委員会が教育課程の編成に関する基本的事項を担当する。

大学教育委員会は必要に応じて開催し委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

また、委員の3分の2以上の出席により成立する。委員長は委員会を招集し、事務は学び・学生支援機構事務部教育企画課において処理する。

②

組 織 名 称	: 宮崎大学教職課程特別委員会
目 的	教職課程特別委員会は、全学的な教職課程のあり方に関する事項や教員免許状課程認定の申請に関する共通的事項等を審議・立案し、大学教育委員会に提案する。 審議事項： (1) 全学的な教職課程のあり方に関する事項 (2) 教職課程の自己点検・評価に関する事項 (3) 教職課程の改革・改善に関する事項 (4) 教職課程の質の保証および情報公開に関する事項 (5) 教員免許状課程認定の申請に関する共通的事項 (6) 教職課程認定実地視察に関する事項 (7) その他学士課程及び大学院課程教育等の教職課程に関する重要事項
責 任 者	: 副学長（教育・学生担当） 藤井 良宜
構成員(役職・人数)	: (1) 副学長(教育・学生担当) (2) 教育学部長 (3) 教育学研究科専門職学位課程統括長 (4) 教育学部教務担当副学部長 (5) 工学部教務担当副学部長 (6) 農学部教務担当副学部長 (7) 学び・学生支援機構事務部長 (8) その他委員長が必要と認めた者
運 営 方 法	全学の教職課程の運営については、大学教育委員会が、またその実務については学び・学生支援機構事務部が責任をもち、必要な運営上の諸問題の解決、調整を行う。 なお、教科専門の授業については学部が、教職関連科目については教育学部が責任をもって実施する。 教職課程のカリキュラム等については、各学部教務委員会及び教職課程特別委員会の上位にある大学教育委員会が教育課程の編成に関する基本的事項を担当する。教職課程特別委員会は必要に応じて開催し委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、委員の半数以上の出席により成立する。委員長は委員会を招集し、事務は学び・学生支援機構事務部教育企画課において処理する。